

別記 6

専任教員等の年間給与費の額の状況等による専任教員等給与費 及び専任職員給与費の金額の調整

第7条第2項に定める専任教員等の年間給与費の額の状況等による専任教員等給与費及び専任職員給与費の金額の調整は、次により行うものとする。

1 専任教員等給与費の金額の調整

次により算出した額を第7条第1項で調整した第6条第1号の金額から減ずる。

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{当該私立大学等の専任教員} \\ \text{等（役員を兼ねる者を除} \\ \text{く。）のうち年間給与費が} \\ \text{1,800万円を超える者の年} \\ \text{間給与費の合計額} \end{array} \right\} - 1,800\text{万円} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{当該私立大学等の専任教員} \\ \text{等（役員を兼ねる者を除} \\ \text{く。）のうち年間給与費が} \\ \text{1,800万円を超える者の数} \end{array} \right\}$$

2 専任職員給与費の金額の調整

次の（1）及び（2）により算出した額の合計額を第7条第1項で調整した第6条第2号の金額から減ずる。

$$\begin{aligned} (1) \quad & \left\{ \begin{array}{l} \text{当該私立大学等の専任職員} \\ \text{（役員を兼ねる者を除く。）} \\ \text{のうち年間給与費が 1,200} \\ \text{万円を超える者の年間給与} \\ \text{費の合計額} \end{array} \right\} - 1,200\text{万円} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{当該私立大学等の専任職員} \\ \text{（役員を兼ねる者を除く。）} \\ \text{のうち年間給与費が 1,200} \\ \text{万円を超える者の数} \end{array} \right\} \\ (2) \quad & \left\{ \begin{array}{l} \text{役員のうち役員報酬等（専} \\ \text{任教員等又は専任職員とし} \\ \text{て支給された年間給与費を} \\ \text{含む。）が 2,200万円を超} \\ \text{える者の役員報酬等の合計} \\ \text{額} \end{array} \right\} - 2,200\text{万円} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{役員のうち役員報酬等（専} \\ \text{任教員等又は専任職員とし} \\ \text{て支給された年間給与費を} \\ \text{含む。）が 2,200万円を超} \\ \text{える者の数} \end{array} \right\} \end{aligned}$$